

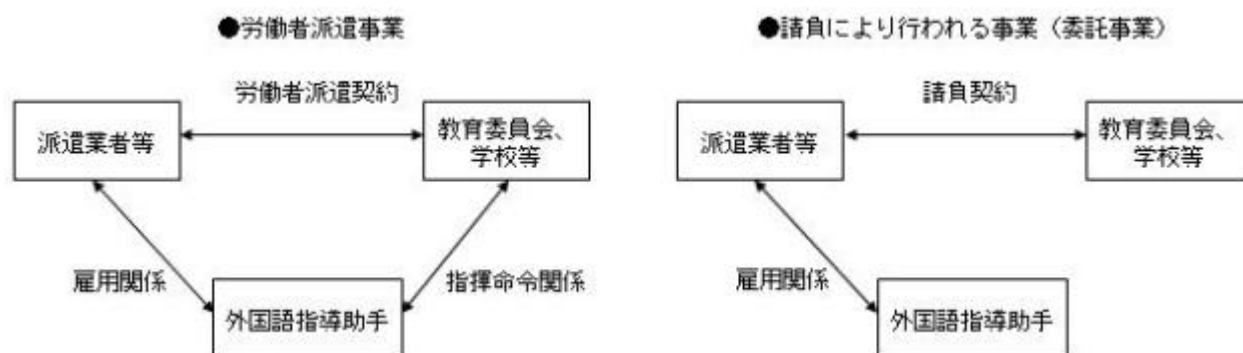
## 労働者派遣事業の概要等

厚生労働省職業安定局需給調整事業課  
労働者派遣事業係

### 1 労働者派遣事業の概要等

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。この定義に当てはまるものは、形式的には業務請負（業務委託）契約によるものであっても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります（下図参照）。



この区分の実際の判断は、必ずしも容易でないことから、この判断を明確に行うことができるように「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年4月17日労働省告示第37号、が定められています。（パンフレット「労働者派遣・請負を適正に行うために」を、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kaisei/index.html> に掲載しますので、ご参照ください。）

### 2 派遣と請負の区分基準について

労働者派遣法等の考え方では、労働者派遣、請負のいずれに該当するかは、契約形式が労働者派遣契約、業務請負（業務委託）契約のいずれになっているかではなく、それぞれ具体的個別的な事例について、実態に即して判断されます。

J E T、NON - J E Tに限らず外国語指導助手は、授業の円滑な実施のため、現場の英語教員による授業の前後や授業中における授業の内容・進め方についての具体的な指示、業務の遂行に関する改善の要求等を受けティーム・ティーチングを行っている場合があります。この場合、区分基準等に照らして、委託側（教育委員会や学校側）から指揮命令を受けて業務遂行が行われていると判断されるときには、業務委託契約等の名称に関わらず、労働者派遣に該当するものとして取り扱われます。

このため、NON - J E Tを活用している団体においては、区分基準に照らし、外国語指導助手の活用形態が労働者派遣に該当する場合には、

労働者派遣への切替を行う（労働者派遣事業の許可又は届出を行っている事業主から労働者派遣を受け入れるようにする）

例えば、単独で授業を執り行う能力のある人物については「特別非常勤講師制度」の活用や外国人正規教員への採用等を行う等別の方法を検討する等適切な対応をとるようにしてください。

### **3 労働者派遣を受け入れる際の留意事項等**

労働者派遣事業を行うことができるのは、厚生労働大臣の許可を受け、又は届出を行った事業主だけです。労働者派遣を活用する際には、適正な派遣元事業主かどうか確認してください。

また、派遣労働者の受入れ期間には一定の制限があり、外国語指導助手の場合には、派遣先（学校側）が同一の業務に派遣を受け入れることができる期間は、最長3年に制限されています。その他、労働者派遣について不明な点等があれば、適宜、都道府県労働局に御相談ください。